

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会の設置について

- ・都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の機能強化を図るため、同協議会の下に情報提供・相談支援部会を設置する。

《目的》 拠点病院で実施されているがんに関する情報提供および相談支援体制の機能強化と質的な向上を図る。また、各都道府県や地域単位での取り組みを支援する

《活動内容》

- 都道府県、施設単位で行われている情報提供・相談支援の取り組みに関する現状把握と分析、情報共有
- 情報提供や相談支援体制の機能強化や質的向上を果たす上で必要となる全国、地域レベルで整備すべき体制とサポート要件の整理
- 現場のみでは解決が難しい施策・制度面の改善等の必要事項の整理と（連絡協議会を通じて発信することを想定した）提言に向けた素案の作成

《構成メンバー》

- ・都道府県がん診療連携拠点病院の情報提供・相談支援の責任者、またはそれに準ずる者
- ・同拠点病院の情報提供・相談支援部門における実務者
- ・各都道府県に設置されているがん診療連携協議会の情報提供・相談支援担当部会の責任者（上記の都道府県拠点病院の責任者と異なる場合に追加参加）

51施設（県拠点責任者1名および実務者1名）＋若干名（県部会責任者）

※拠点病院からの参加者は、機能強化事業費から支出できるように調整していきます

《活動回数・方法》

- ・おおむね年1～2回の開催。

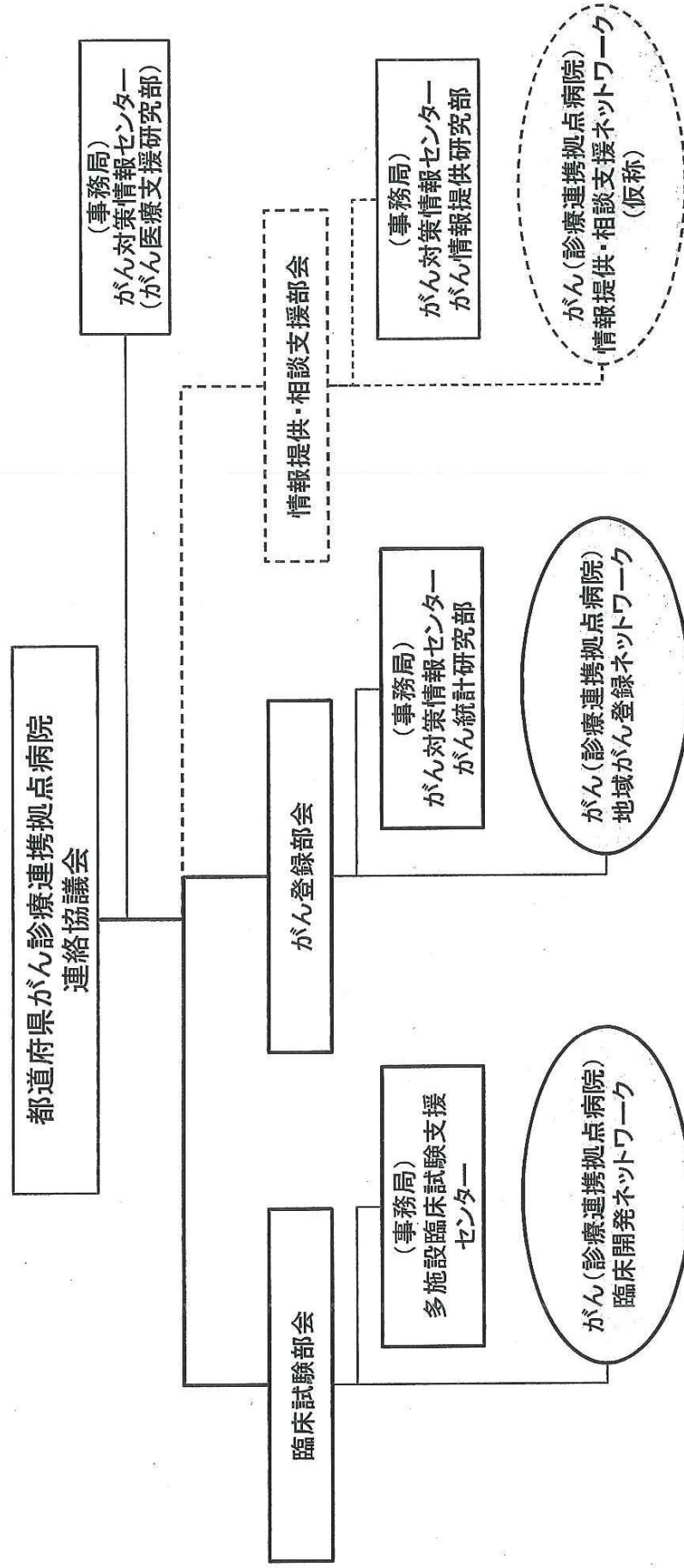
《部会事務局》

国立がん研究センターがん対策情報センター がん情報提供研究部

《予定》

- 7月31日 部会メンバー登録シート（本日配布）の期限
- 8月中旬頃 メンバーに対して、開催通知の送付
- 9月下旬頃 第1回情報提供・相談支援部会

・情報提供・相談支援部会の位置付け(案)



第1回 都道府県がん診療拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会プログラム

開催日時:2012年11月27日(火) 13:00~16:00

場所: 国立がん研究センター 国際研究交流会館

司会進行:高山 智子

1) 開会のあいさつ

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会議長 国立がん研究センター理事長 堀田 知光

2) 情報提供・相談支援部会設置要領について

国立がん研究センターがん対策情報センター長 がん情報提供研究部長 若尾 文彦

3) 情報提供・相談支援部会事前アンケートの紹介

4) 全国の相談支援の取り組みについて

4-1) 「情報提供と相談支援体制の機能強化および質の向上にむけて
～神奈川県における部会運営について～」

神奈川県立がんセンター 得 みさえ

4-2) 「情報提供と相談支援体制の機能強化および質の向上に向けて
～島根県における研修運営について～」

島根大学医学部附属病院 榎原 貴子

4-3) 「沖縄県における情報提供・相談支援の取り組み
～沖縄県の地域の療養情報の作成と普及を例に～」

琉球大学医学部附属病院 増田 昌人

休憩

5) 国立がん研究センターがん対策情報センターからの報告

6) 部会で検討していくべきテーマについて

ー検討の進め方

ー検討事項(3)「現場のみでは解決が難しい施策・制度面の改善等」について

ー検討事項(2)「情報提供や相談支援体制の機能強化や質的向上を果たす上で必要となる体制とサポート要件」について

7) その他、連絡事項等

8) 閉会のあいさつ

【お問い合わせ先】

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会事務局
(国立がん研究センターがん対策情報センター がん情報提供研究部内)

担当: 八巻、瀬戸山、山下

〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1

E-mail: Joho_Sodan_Jimukyoku@ml.res.ncc.go.jp

TEL: 0570-011-150 (ナビダイヤル) * / FAX: 03-3547-8577

都道府県がん診療拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会設置要領(案)

(設置)

第 1 条 拠点病院で実施されている情報提供および相談支援体制の機能強化と質的な向上を図ることを目的とする。また、各都道府県や地域単位での取り組みを支援するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下部機関として、情報提供・相談支援部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 部会は、次の事項について、情報を共有・検討する。

- (1) 都道府県、施設単位で行われている情報提供・相談支援の取り組みに関する現状把握と分析、情報共有に関すること。
- (2) 情報提供や相談支援体制の機能強化や質的向上を果たす上で必要となる全国、地域レベルで整備すべき体制とサポート要件の整理
- (3) 現場のみでは解決が難しい施策・制度面の改善等の必要事項の整理と（連絡協議会を通じて発信することを想定した）提言に向けた素案の作成

(組織)

第 3 条 部会は、部会長、および部会委員を持って組織する。

- 2 部会長は、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報提供研究部長をもって充て、部会を統括する。
- 3 部会委員は、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会参加施設の情報提供・相談支援の責任者またはそれに準ずる者、および情報提供・相談支援部門における実務者、さらに都道府県拠点病院以外の施設にがん診療連携協議会の情報提供・相談支援部会の責任者がいる場合にはその部会の代表者とする。
- 4 部会委員は、前項に該当する都道府県がん診療連携拠点病院からの推薦者をもって、部会長が承認する。
- 5 部会委員の任期については、選任の日から 2 年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(ワーキンググループ)

第 4 条 部会長は、部会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは部会にワーキンググループを設け、グループ長及びグループ委員を指名することができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長及びグループ委員を指名することができる。

3 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。

4 グループ長は、検討した結果を部会に報告し、了承を得る。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 ワーキンググループは、必要に応じグループ長が招集する。

3 部会長及びグループ長は、必要に応じて検討事項に関係ある者に部会、及びワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取することができる。

(旅費および謝金)

第6条 部会出席にかかる委員の旅費は各委員の所属する機関の負担とする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報提供研究部とする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、部会長が定める。

附則

(施行期日)

本要領は、平成24年11月27日より施行する。